

令和3年第10回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年10月25日（月）
午後2時30分から午後3時30分
2. 開催場所 大瀬戸コミュニティセンター 3階会議室
3. 委員定数 条例定数19人 現委員19人
4. 出席委員 （18人）
会 長 1番 岩崎 信一郎
会長代理
委 員 3番 山口 隆 4番 谷脇 文弘 5番 松崎 常俊
6番 津口 祐二 7番 岸本 六郎 8番 白石 幸憲
9番 福田 務 10番 葉山 諭 11番 瀬川 洋子
12番 浦口 大輔 13番 辻尾 政幸 14番 朝長 久夫
15番 宮崎 壽治 16番 水嶋 政明 17番 葉山 静子
18番 知念 近海 19番 田中 初治

5. 欠席委員（1人）
2番 松本 千代治

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第48号 西海農業振興地域整備計画の変更について
議案第49号 農用地利用集積計画の決定について
議案第50号 農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について
議案第51号 非農地通知の対象とすることの決定について

7. 事務局 事務局長：浦野幸征 局長補佐：神浦真吾 主査：谷内美佳
主任主事：本田美春

8. 会議の概要

事務局 只今から令和3年西海市農業委員会第10回総会を開会いたします。
出席委員は在任委員19名中18名で、定足数に達しておりますので総会
は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長は
会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願い

いたします。

議 長 これより議事に入ります。まず日程第 1 の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 今回の議事録署名委員は、19 番：田中委員、3 番：山口委員にお願いいたします。

議 長 それでは、審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。

まず、議案第 46 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」ですが、1 番から 3 番までは、同一の賃借人にかかる関連した案件でありますので、一括して審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 46 号農地法第 3 条の規定による許可申請について「1 番」について説明いたします。資料は 2 頁となります。物件は大瀬戸町多以良内郷字馬場の田 1 筆 953 m²の申請となります。申請地の地番・面積・現況等の内容、賃貸人・賃借人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、許可後、賃貸借契約 10 年を行う。自宅近くで耕作地を地元推進委員の方と探していたら、管理者の方が水田耕作をやめるとのことで、賃借ができることになり、今回の申請となりました、となっています。権利種別は賃貸借権設定 10 年となっています。農地法第 3 条第 2 項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 6 号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は 1 頁及び 5 頁から 10 頁までで、1 頁に位置図、5 頁に付近状況図、7 頁に現況写真、8 頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。10 頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は賃借人の自宅から 2.3 km の位置にあり、車で約 5 分以内のところに申請地がある状況です。続けて「2 番」、「3 番」について説明いたします。資料は 3 頁と 4 頁となります。物件は大瀬戸町多以良外郷字浦底、字唐人ヶ水の畑 2 筆、計 1,389 m²と字浦底の畑 1 筆、1,184 m²の申請となります。申請地の地番・面積・現況等の内容、賃貸人・賃借人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、許可後、賃貸借契約 10 年を行う。自宅近くで栽培地を探し、農林課へ相談。西海事務

所からビワ栽培を勧められ、J Aを通じて申請地を紹介され、今回の申請となりました、となっています。権利種別は賃貸借権設定 10 年となっています。関係資料は 1 頁及び 6 頁から 11 頁までで、1 頁に位置図、6 頁に付近状況図、7 頁に現況写真、9 頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。11 頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は賃借人の自宅から 2.6 k m から 2.7 k m の範囲内にあり、車で約 5 分以内のところにそれぞれの申請地がある状況です。申請者の実家が農家だった関係で、自宅周辺で家庭菜園的にハーブや花き類の栽培をしていたが、本格的に農業に取り組みたいと関係機関に相談を行いました。今回ようやく、3 件、4 筆、3,526 m²の物件について賃貸借することで話がまとまったので、申請手続きに至ったと聞いております。

農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました 1 番から 3 番につきまして、14 番委員、補足説明をお願いします。

1 4 番 14 番委員です。まず 46 号の 1 番は水田の賃貸借の申請ですが、ここは所有者の親戚が長い間耕作していましたが、もう耕作できないということで今回の申請となっています。写真でもわかるように、賃借人はここにハウスを建設する予定で、完成時期は未定ですが、野菜を栽培したいということでした。

申請者は、以前船を所有し遊漁船を営んでおりましたが、コロナの影響などもあり、客が減少し、体調を崩したということもあり、新規就農を希望されたと聞いています。

次の 46 号の 2 番と 3 番は 40 年ぐらい前に、私の近所の 7 名の方々が、国の事業を利用して、ビワ畑の団地として開いたところでありますが、もうそれぞれに高齢化などで、栽培ができなくなり、市の農林課へ相談に行ったものと思います。10 月 21 日に、地元推進委員と現地確認に行きましたが、写真でも分かるように非農地の申請じゃないかと思うほど荒れており、これから初めてビワを栽培する方にとっては、大変だろうなという思いで見てきました。しかし、応援をしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第 46 号の 1 番から 3 番について一括して説明がありました。

これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第 46 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 1 番から 3 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 47 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 1 番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 47 号農地法第 5 条の規定による許可申請について「1 番」を説明いたします。資料は 12 頁となります。物件の所在は、西海町太田和郷字古子の畑・計 1 筆・318 m²の申請となっています。譲り渡し人及び譲り受け人については、議案書記載のとおりです。使用目的は「事務所用地」、移転の事由は「現在、借家にて事業を営んでいるが手狭であるため、事務所を居客事業地の近隣に新築したい。」となっています。権利内容は「所有権移転・売買」です。添付資料は、13 頁から 21 頁までで、13 頁に位置図、14 頁に付近状況図、15 頁に現況写真、16 頁に字図、17 頁に航空写真農地区分判定資料を添付しています。18 頁に被害防除計画書、19 頁に土地利用計画図、20 頁に平面図、21 頁に立面図を添付しています。木造 2 階建、1 階 50.92 m²、2 階 50.10 m²、延べ床面積 101.02 m²、建築面積 50.92 m²の事務所建築を予定しております。18 頁にもどり、造成計画等の内容ですが、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させる恐れを生じさせないための対策として、盛土を行う、最高 1 m 最低 0.5 m、切土を行う、最高 1 m 最低 0.5 m。被害防除措置として土留め工事をする。被害防除措置の内容又は被害の発生のおそれがない理由として周辺農地と離れており、特段被害を及ぼす恐れがない。農業用排水施設の有する機能に支障を生じさせないための措置として、雨水排水は自然流下、汚水・生活雑排水は、下水道処理、河川管理者等との協議内容は雨水等の自然流下のみで、特段被害の恐れはない。周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置として、その他、敷地を舗装し土砂等の流出を防止するとなっています。工期は令和 3 年 12 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日を予定しています。申請地は丘陵地にあり、旧県道及び里道に接し宅地と山林と畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第 2 種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を、5 番委員お願いします。

5 番 5 番委員です。昨日、私と 17 番委員と申請者と 3 人で現地を確認いたしまして、航空写真で見れば建物が建っていますが、現在は更地になっております。土地の所有者は愛知県在住の方で、元は太田和の方ですが、もう戻ってくる予定がなく売りたいということで今回の申請になっています。担当の行政書士に確認しましたが、譲り受け人にそこを売りたいということで、双方折り合いがついておるそうです。周りに耕作中の農地はなく、何も問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第 47 号の 1 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 47 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 1 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 48 号「西海農業振興地域整備計画の変更について」の 1 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料 22 頁をお願いします。議案第 48 号西海農業振興地域整備計画の変更にかかる意見聴取について、西海農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2、第 1 項の規定により意見を求められたので意見を求めます。今回は 2 件・2 筆の申請となっています。内容として農用地除外の 2 件・2 筆となっています。対象物件一覧について 23 頁に記載しています。24 頁に各申請地の位置図、25 頁に、それぞれの申請地の付近近況図を掲載しています。各案件について説明します。

1 番について説明します。資料は 26 頁です。物件の所在は、西彼町中山郷字中川内の畑 1 筆、239 m²で、土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。変更の目的は、一般個人住宅の建築で変更の事由は議案書記載の通りです。農地法適用条項は「5 条見込」となります。添付資料は、24 頁、25 頁及び 27 頁から 33 頁まで、24 頁に位置図、25 頁に付近状況図、27 頁に現況写真、28 頁に字図、29 頁

に航空写真、30 頁に被害防除計画書、31 頁に土地利用計画図、32 頁に平面図、33 頁に立面図を添付しております。30 頁にもどり、造成計画等の内容ですが、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させる恐れを生じさせないための対策として、現状のまま利用する。被害防除措置の内容又は被害のおそれがない理由として、土地表面は整地のみに留めるため、土砂流出等の発生の恐れはない。農業用排水施設の有する機能に支障を生じさせないための措置として、雨水は自然流下。汚水処理は合併浄化槽、生活雑排水は合併浄化槽処理となっています。周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置、理由として、建物の高さを加減する 7.4m 程度。建物高さを 7.4m に留めることで近隣農地へ日照や通風等で悪影響を及ぼさないようにする。農地区分について、申請地は市道や里道や宅地や農地に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第 2 種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました 1 番につきまして、12 番委員、補足説明をお願いします。

1 2 番 12 番委員です。先週金曜日に申請者の方々とお会いまして、事情を聞いてまいりました。まず 1 番の申請者ですが、この方は現在家族 10 名で同居されていまして、変更の理由にもありますように家が手狭になってきたということで、今度新設をして家族 8 名で同居する計画であるということを聞いてまいりました。場所としては、前面は道路に面しておりまして、その横にはカキの木畑がありますが、ここも申請者が管理されていますので、近隣には迷惑がかからないような場所がありますので、お願いいたしたいと思います。

議 長 ただ今、議案第 48 号の 1 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について変更することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 48 号「西海農業振興地域整備計画の変更について」の 1 番については、原案どおり変更することに「異議なし」といたします。

議 長 続きまして、2 番について事務局から説明をお願いします。

事務局 2 番について、資料は 34 頁です。物件の所在は、西彼町中山郷字高堂の畑 1 筆、1,377 m²で、土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。変更の目的は、グループホームの建設で変更の事由は議案書記載の通りです。農地法適用条項は「5 条見込」となります。本件は 6 月の総会で一部除外の申請を行いましたが、許可申請後に計画の変更が生じ、検討の結果、県の許可前に申請の取り下げを農林課に行いました。取り下げの経過を経て、今回改めて 1 筆全体を農用地除外する申請となった次第です。添付資料は、24 頁・25 頁及び 35 頁から 43 頁まで、24 頁に位置図、25 頁に付近状況図、35 頁に現況写真、36 頁に字図、37 頁に航空写真、38 頁に被害防除計画書、39 頁に土地利用計画図、40 頁・41 頁に平面図、42 頁・43 頁に立面図を添付しております。38 頁にもどり、造成計画等の内容ですが、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させる恐れを生じさせないための対策として、盛土を行う最高 0.5m 最低 0 m。被害防除措置として、緩衝地を設ける。被害防除の内容又は被害の発生の恐れがない理由として、法面を設け、その角度を 30 度以内とすることにより被害の発生を防ぎます。農業用排水施設の有する機能に支障を生じさせないための措置として、雨水は水路放流、汚水処理は合併浄化槽、生活雑排水は合併浄化槽処理となっています。河川管理者との協議内容として排水同意書を添付します。周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置として、建物の高さを加減する 7.27m 程度。被害措置の内容又は被害のおそれのない理由として、建物を平屋建てで計画すること、さらに周囲に空き地を設けることにより、日照・通風に配慮しました。農地区分について、申請地は市道や里道に接し、宅地や原野や田に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第 2 種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 2 番につきまして、12 番委員、補足説明をお願いします。

1 2 番 12 番委員です。ここは先ほど事務局から説明がありましたように、6 月の総会で、変更申請ということで審議いただいた場所であります。計画当時は入居者が 7 名ということで、計画を進めていましたが、聞くところによりますと入居希望者が非常に増えており、現在では 12 名の同居予定者がいるということで、どうしても 1 棟では賄えないということで、2 棟を建てるように変更したそうです。場所は問題ないと思いますので、ご審議お願いいたします。

議 長 ただ今、議案第 48 号の 2 番について説明がありました。

これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について変更することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 48 号「西海農業振興地域整備計画の変更について」の 2 番については、原案どおり変更することに「異議なし」といたします。

議 長 続きまして、議案第 49 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 資料の 44 頁をお願いします。議案第 49 号農用地利用集積計画の決定について、農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定を市長より求められたので、その可否について提案する、となっています。

45 頁は農用地利用集積計画集計表で、今回は合意解約 6 筆 13,702 m²と使用貸借権・賃借権設定（県公社借入分）従来分 6 筆 1,642 m²が計上されています。

46 頁は合意解約分で 3 件 6 筆分 13,702 m²が計上されています。47 頁は県公社借入分の従来分で、今回 2 件 6 筆 1,642 m²が計上されています。小迎地区県営農業競争力強化基盤整備事業に係る分で整備計画に編入を行うものです。今回配分はありません。一括方式分の申請は今回ありません。今回申請があった利用集積計画の各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。新規契約分 6 筆分の使用貸借契約が今回の集積計画となっています。農業経営基盤強化促進法第 18 条の要件を満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 県公社借入分については、補足説明はありませんので、これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 49 号「農用地利用集積計画の決定について」につきましては、原案どおり決定する事といたします。

議 長 続きまして、議案第 50 号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 資料の 49 頁をお願いします。議案第 50 号農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について、農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 3 の規定により、意見を求められたので、判断を求める、となっています。資料は 50 頁から 59 頁までです。50 頁は利用配分計画の合意解約分で 1 件 2 筆となっています。51 頁から 54 頁は従来分の利用配分計画分で、1 番から 6 番の 6 筆については今回配分はありません。7 番から 74 番の 68 筆 70, 220. 12 m²は再配分を行う分で県公社で借り受けていた分 68 筆を 4 者に再配分した内容となっています。56 頁から 59 頁に今回の借り受け者の経営状況を添付しています。

各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。

本案は農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の要件を満たしており特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 今回は一括分がありませんので、通常分のみの審議となります。また通常分の 1 番から 6 番につきましては、配分がありませんので補足説明は不要です。通常分の 7 番から 74 番につきまして、10 番委員、補足説明をお願いします。

10 番 10 番委員です。この場所につきましては、利用状況調査に加えて、昨日も地元推進委員と現地確認を実施しました。申請地は小迎地区の土地基盤整備に関わる農地でありまして、第 1 期の圃場整備も既に終了いたしまして、来年の春から植付けをされる 4 名の方が、この農地中間管理事業を通して申請をされるものです。この件につきましては、西海市をはじめ県、それから国と長きにわたり段階的に協議を進めてまいりまして、最終的には国の許可を受けて今後実施をしていくということになっています。そういったことで昨日も土地改良区長と確認の意味で話をさせていただいたところ、もうすでに行政上の手続き等は終了し、今後取り組み段階に入っていきますのでよろしく願いますということでした。以上、審議のほどお願いします。

議 長 ただ今、議案第 50 号について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 50 号「農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について」につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 51 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の通常分を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 それでは資料別冊 1 頁をお願いします。議案第 51 号非農地通知の対象とすることの決定について、を説明します。今回は通常分 1 件・2 筆・1,602 m²と同意書分 34 件・198 筆・170,204 m²の合計 34 件・200 筆・171,806 m²について、審議を頂きたいと思います。

通常分について説明します。資料の 1 頁をお願いします。物件 1 番・2 番の 2 筆は西彼町中山郷の物件で、資料は 2 頁から 9 頁です。申請者は西彼町中山郷の法人です。2 頁に申請地位置図、3 頁・4 頁に付近近況図、5 頁に現況写真、6 頁・7 頁に字図、8 頁・9 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で黄色に塗った部分。赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。申請地の方ですが、2 番が筆界未定地でしたが、雑木等が茂り原野化しており、現場を見る限り特に支障はないと判断しました。

今回申請がありました対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは、12 番委員に補足説明をお願いします。

1 2 番 12 番委員です。先週金曜日に、地元推進委員と一緒に確認をとってまいりました。現場は、8 項の航空写真で見る限りはまだそれほど非農地化していないように見えますが、現場に行ってみますと 5 項の写真でもお分かりのように、両方とももう既にかなり雑木が茂っていて、畑には到底戻らないであろうという状況でした。また申請法人を訪問して状況を伺ったところ、大体昭和 50 年ぐらいから耕作していないと

いうことであり、非農地として問題ないかと思しますので、よろしく
お願いいたします。

議 長 ただ今、議案第 51 号の通常分について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませ
んか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 51 号「非農地通知の対象
とすることの決定について」の通常分 1 番と 2 番につきましては、非
農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 51 号「非農地通知の対象とすることの決定につ
いて」の同意書分を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 資料別冊の 10 頁をお願いします。議案第 51 号非農地通知の対象と
することの決定について同意書分を説明します。今回は 34 件、198 筆・
170,204 m²となります。住所や所有者の詳細につきましては議案書に
記載したとおりです。今回の分につきましては、令和 2 年度の農地パ
トロール（利用状況調査）において、B 分類の判定をしている農地を
対象とし、土地所有者の方に送付しています。今回返答された分のう
ち、9 月 7 日以降 10 月 1 日までに受け付けた分の非農地通知同意書に
ついて、非農地通知の対象地として、議案として計上している状況で
す。

説明に入ります。10 頁の物件 1 番から 20 番の 20 筆は西彼町の物件
です。申請者の方は、中山郷の法人です。11 頁の 21 番から 19 頁の 183
番の 163 筆は西海町の物件です。申請者の方は主に西海町の方で、西
彼町にお住まいの方も含まれています。19 頁の 184 番から 188 番の 5 筆
は崎戸町江島の物件で申請者の方は福岡市早良区にお住まいの方で崎戸
町江島に縁のある方です。189 番から 198 番の 10 筆は大瀬戸町多以良
内郷の物件で申請者の方は久留米市にお住まいの方で、大瀬戸町出身の
方です。相続対象物件となります。関係資料は 20 頁から 78 頁までで
す。

20 頁に西海市管内図、位置図の配置図資料を添付しました。21 頁か
ら 26 頁に航空写真配置図を添付しました。21 頁に西彼町、22 頁から
24 頁に西海町、25 頁に崎戸町江島、26 頁に大瀬戸町の配置図を添付
しています。赤枠内の番号「1」が航空写真の番号「1」と連動して

います。27 頁から 78 頁に対象地の航空写真を添付しています。航空写真内のナンバーが、申請対象地の番号と、数値が申請地の地番と連動しています。10 頁の申請地「1 番」申請地番「1029 番」の地図等の「西彼 1」について、20 頁の配置図 1 と、21 頁の西彼町上岳郷、中山郷の赤枠 1 と、27 頁の航空写真の西彼 1「No. 1」、「1029」が、それぞれ連動しています。27 頁の No. 8 の隣に No. 9 の表示が欠けていましたので追加をお願いします。

申請地の方ですが、筆界未定地が 7 筆存在しますが、全体的にわたって、利用状況調査、航空写真等で判断するところ、雑木等が茂り山林化・原野化しており、特に支障はないという判断をいたしました。

申請の対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

同意書分 34 件、198 筆、170,204 m²について審議をお願いします。当月分の累計として 19 頁の下段に計 200 筆、171,806 m²と記載しております。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただ今、議案 51 号の同意書分について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 51 号の同意書分 1 番から 198 番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 以上で、議案審議は終わります。

議 長 今回は報告事項がありませんので、その他みなさんから何かございませんか。

議 長 無いようでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。
来月の総会は
日時 令和 3 年 11 月 25 日(木) 午後 2 時 00 分から
場所 西海公民館 2 階講堂

議 長 これをもちまして西海市農業委員会第 10 回総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

令和 3 年 10 月 25 日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人